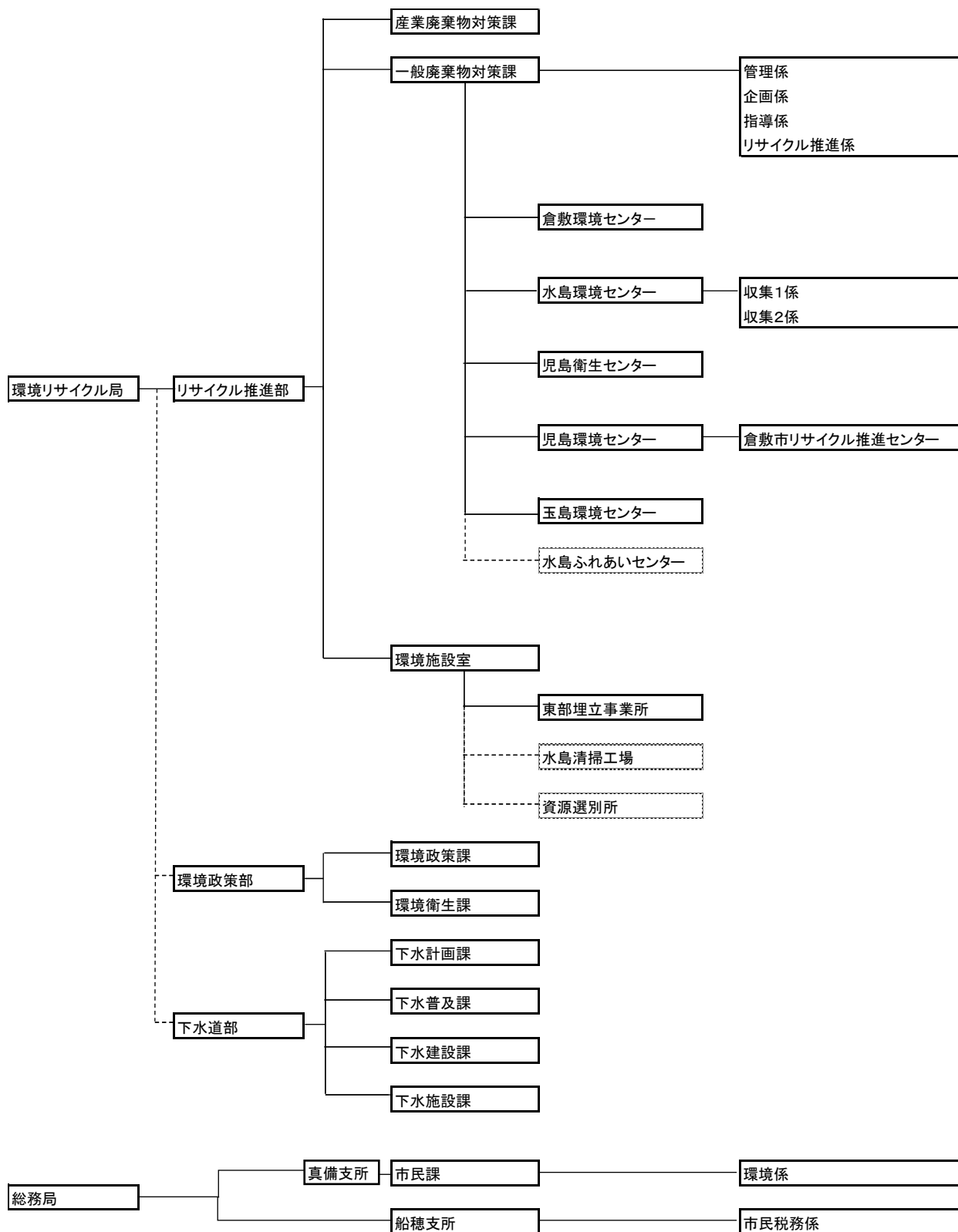


第2章 組織・人員

1 組織・機構

リサイクル推進部（廃棄物対策関係）職員総数 1 4 8 名

[平成30年7月1日現在(臨時職員を除く)]



2 事務分掌

リサイクル推進部

産業廃棄物対策課

- (1) 産業廃棄物行政の企画及び調整に関すること。
- (2) 産業廃棄物処理業の許可、指導及び監督に関すること。
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置に係る許可、指導及び監督に関すること。
- (4) 産業廃棄物排出事業者の指導及び監督に関すること。
- (5) 産業廃棄物の適正処理に関すること。
- (6) 産業廃棄物の不法投棄対策に関すること。
- (7) 廃棄物処理施設設置専門委員に関すること。
- (8) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく関連事業者の登録、許可、指導及び監督に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、産業廃棄物に関すること。

一般廃棄物対策課

- (1) 一般廃棄物処理事業の企画及び運営に関すること。
- (2) 一般廃棄物適正処理思想の普及及び指導に関すること。
- (3) し尿処理業等合理化事業計画及び推進に関すること。
- (4) 部内の連絡調整に関すること。
- (5) 一般廃棄物収集運搬業、浄化槽清掃業の許可及び許可業者の指導に関すること。
- (6) 一般廃棄物処理施設の設置許可、届出受理等に関すること。
- (7) 一般廃棄物の不法投棄対策事業に関すること。
- (8) ごみ減量に係る施策の策定及び推進に関すること。
- (9) ごみ減量に係る啓発及び指導に関すること。
- (10) 公衆便所(他の部署で清掃するものを除く)の清掃に関すること。
- (11) 倉敷西部清掃施設組合及び備南衛生施設組合に関すること。
- (12) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。
- (13) 水島ふれあいセンターに関すること。

倉敷環境センター

水島環境センター

児島衛生センター

児島環境センター

玉島環境センター

- (1) 一般廃棄物処理事業の実施に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理施設の管理に関すること。
- (3) 一般廃棄物収集運搬業者の指導監督に関すること。
- (4) 一般廃棄物の収集に関すること。
- (5) 車両、機械器具等の管理に関すること。
- (6) 犬、猫等の死体の収容に関すること(児島衛生センターを除く)。
- (7) ごみ減量化及び資源化の実施に関すること(児島衛生センターを除く)。
- (8) 一般廃棄物排出の指導に関すること(児島衛生センターを除く)。
- (9) 西部ふれあい広場の貸出しに関すること(玉島環境センターに限る)。

倉敷市水島ふれあいセンター

倉敷市水島ふれあいセンター条例(平成10年倉敷市条例第51号)の定めるところにより設置された水島ふれあいセンターにおいては、心身の健康保持と明るく住みよい地域社会づくりに資するため、地域の住民に対し、スポーツ・レクリエーション等の場を提供する業務をつかさどる。

倉敷市リサイクル推進センター(愛称:クルクルセンター)

倉敷市リサイクル推進センター条例(平成16年倉敷市条例第36号)の定めるところにより設置されたりサイクル推進センターにおいては、循環型社会に対する意識啓発等を図り、もって快適な市民生活環境づくり及び地球環境の保全に資するため、次の事務及び業務をつかさどる。

- (1) 廃棄物の減量、再利用及び再生利用促進の啓発に関すること。
- (2) 循環型社会を構築するために、学習し、及び体験することができる場の提供に関すること。
- (3) 廃棄物の減量、再利用及び再生利用促進のための情報の収集、整理及び研究に関する

こと。

- (4) リサイクル推進センターを利用する市民及び事業者の自主的な活動の支援に関すること。
- (5) 再生修理可能品を修理再生した物及び再利用可能物の展示及び提供に関すること。
- (6) 廃食用油燃料化事業(バイオディーゼル事業)に関すること。
- (7) 家庭用品再利用銀行の運営に関すること。
- (8) 多目的広場の管理・運営(貸出)に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、リサイクル推進センターの設置目的を達成するために市長が必要と認めた事業に関すること。

環境施設室

- (1) 一般廃棄物処理施設の改善及び維持補修に関すること。
- (2) 公衆便所(他の部署の所管に属するものを除く)の維持補修に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理施設の計画及び建設に関すること。
- (4) 資源選別所に関すること。
- (5) 西部ふれあい広場に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物処理施設に関すること。

東部埋立事業所

- (1) 埋立処分施設の管理に関すること。
- (2) 粗大ごみ及び不燃物の処理及び処分に関すること。
- (3) 車両、機械器具等の管理に関すること。
- (4) ごみ減量化及び資源化の実施に関すること。
- (5) 一般廃棄物収集運搬業者の指導監督に関すること。
- (6) 一般廃棄物排出の指導に関すること。
- (7) その他埋立処分に関すること。

水島清掃工場

- (1) 一般廃棄物処理事業の実施に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理施設の管理に関すること。
- (3) 一般廃棄物収集運搬業者の指揮監督に関すること。
- (4) 車両、機械器具等の管理に関すること。
- (5) ごみ減量化及び資源化の実施に関すること。
- (6) 一般廃棄物排出の指導に関すること。

資源選別所

- (1) 一般廃棄物処理施設の管理に関すること。
- (2) 車両、機械器具等の管理に関すること。
- (3) びん等の選別に関すること。
- (4) びん等の選別後の処理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、選別処分に関すること。

船穂支所

- (1) ～(42)略
- (43) 一般廃棄物処理事業に関すること。
- (44) 犬猫等の死体の収容に関すること。
- (45) ごみ減量化及び資源化の実施に関すること。
- (46) 船穂不燃物処理場の管理に関すること。
- (47) し尿中継槽の管理に関すること。
- (48) 以下略

真備支所 市民課

- (1) ～(49)略
- (50) 一般廃棄物の収集に関すること。
- (51) 真備地区指定ごみ袋に関すること。
- (52) 粗大ごみの戸別収集に関すること。

- (5 3) 一般廃棄物処理事業の実施に関する事。
- (5 4) 不法投棄物に関する事。
- (5 5) 犬猫等の死体の収容に関する事。
- (5 6) ごみ減量化及び資源化の実施に関する事。
- (5 7) 一般廃棄物排出の指導に関する事。
- (5 8) 真備町不燃物投入場の水質検査に関する事。
- (5 9) し尿中継槽の管理に関する事。
- (6 0) 略
- (6 1) その他環境に関する事。
- (6 2) 以下略

3 職種別・所属別職員配置状況

(平成30年7月1日現在)

役職 所・係名	部長	室長・次長・副参事	課長・所長・課長主幹	課長補佐・所長・主幹	係長・主任	事務職	技術職	ごみ関係						し尿関係		合計
								清掃指導員	収集業務	焼却業務	埋立業務	粗大業務	その他	収集業務	その他	
リサイクル推進部	1	3														4
産業廃棄物対策課			(1)													
			1	3	1	1	1									7
一般廃棄物対策課			(1)		(1)	(1)										
			1	3												4
管理係				(1)		2										2
企画係				(1)		1										1
指導係					2	1										3
リサイクル推進係																
					1	2										3
小 計			1	3	3	6										13
環境施設室				①			①									
		1	2	2	4	1	5									15
倉敷環境センター								(1)	(14)							
				1	3	1	1	4					7		3	20
水島環境センター			(1)													
収集1係					1		1		17							19
収集2係					1			3	18						2	24
小 計					2		1	3	35						2	43
児島衛生センター				1	2									10		13
児島環境センター				1	1		1	2	4							9
玉島環境センター					①		①									
				1	2		3	2								8
東部埋立事業所				1	1		4			2	3					11
真備支所市民課				1	1	1										3
船穂支所市民税務係				1		1										2
合計	1	4	4	15	20	11	16	11	39		2	3	7	10	5	148

※ ○は倉敷西部清掃施設組合派遣職員数。数値は再掲。

※ () は兼職員数。数値は再掲。

4 貸与品・支給品の状況

(平成30年4月1日現在)

区 分	職員の範囲	品 目	単位	数量	期間	備考
(管理職及び事務職) 各環境センター 児島衛生センター 東部埋立事業所	所 長	作業服 (夏)	着	1	1年	上下
	主 幹	作業服 (冬)	〃	1	1年	上下
	係 長	雨合羽	〃	1	2年	上下
	主 任	防寒着	〃	1	2年	
	主 事	作業帽子	個	1	1年	
		長靴 (半長)	足	1	2年	
		作業靴(安全靴)	〃	1	1年	
(ごみ処理関係) 各環境センター 東部埋立事業所	技 師 運転技師 環境整備技師 環境整備員 清掃指導員	作業服 (夏)	着	2	1年	上下
		作業服 (冬)	〃	2	1年	上下
		雨合羽	〃	1	2年	上下
		防寒着	〃	1	2年	
		作業帽子	個	1	1年	
		長靴 (半長)	足	1	2年	
		作業靴(安全靴)	〃	1	1年	
		軍手	双	12	1年	
		ゴム手袋	〃	16	1年	
		革手袋	〃	3	1年	
		石けん	個	18	1年	
		タオル	本	12	1年	
(し尿処理関係) 各環境センター 児島衛生センター	技 師 運転技師 機械技師 環境整備技師 環境整備員	作業服 (夏)	着	2	1年	上下
		作業服 (冬)	〃	2	1年	上下
		雨合羽	〃	1	2年	上下
		防寒着	〃	1	2年	
		作業帽子	個	1	1年	
		長靴 (半長)	足	1	2年	
		作業靴(安全靴)	〃	1	1年	
		軍手	双	6	1年	
		ゴム手袋	〃	30	1年	
		革手袋	〃	32	1年	
		タオル	本	12	1年	

※ 現場職員に支給する軍手・ゴム手袋・革手袋・石けん・タオルの支給個数については、予算の範囲内でごみ収集・焼却・埋立・し尿等係別に業務にあった弾力的な運用をしている。

5 特殊勤務手当（平成30年7月1日現在）

（1）産業廃棄物対策課に勤務する職員に対する手当

対 象 と な る 職 員	支 給 額	
し尿処理施設、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設の立入検査等に従事した職員	1 日	350円

（2）汚物等の処理に従事する職員に対する手当

対 象 と な る 職 員		支 給 額	
し尿処理、ごみ処理又は下水道の清掃を本務とする職員が当該業務に従事した場合		1 日	1,850円 3時間30分 以下は半額
し尿処理及びごみ処理施設の現場事務所に勤務する職員	行政職給料表の4級 （係長又はこれに相当する職務に限る。）以上の職務にある職員	日	520円
	行政職給料表の適用を受ける職員 （上記に該当する職員を除く。）	日	420円
リサイクル推進部に勤務する職員がごみ焼却処理場の焼却炉の内部に入って行う点検作業に直接従事した場合		1 日	500円
へい死した犬、猫の死体処理に従事した職員		1 体	400円

